

# 妊婦歯科健診事業の開始について

虫歯や歯周病を早期に発見して治療につなげ、口腔内環境の悪化によってリスクが高まる早産や低体重児の出産を予防することを目的に、妊婦歯科健診を6月1日より開始いたします。

対象者	令和8年4月1日以降に妊娠届出した人かつ受診日に徳島市に住民票がある妊婦
受診回数	妊婦1人につき1回
健診方法	徳島市歯科医師会所属の委託医療機関156か所での個別健診
自己負担	なし ※健診後の治療は医療保険が適用され、自己負担が必要
受診時期	つわり等がおさまり、体調が安定した妊娠中期以降の受診を推奨

問い合わせ先 子ども健康課(電話:088-656-0532)